

令和2年4月21日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
学校保健担当理事 木村 耕三

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める
政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

神奈川県医師会を通じて文部科学省初等中等教育局長より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長 菊岡正和
(公印省略)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を
定める政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長を経て本会あて周知依頼がありました。

つきましては、貴会学校医の先生方にご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

事務担当

保険医療学術課

堀金 貴

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

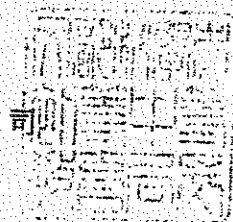
E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp



元文科初第1848号
令和2年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司



(印影印刷)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

この度、別添1のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第129号）」が施行されました。

また、別添2のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（令和2年文部科学省告示第42号）」が、別添3のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（令和2年文部科学省告示第43号）」が、それぞれ施行されました。概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

（改正の趣旨）

- ・人事院規則16-0（職員の災害補償）に基づき、令和2年4月1日より人事院が定める国家公務員の公務災害補償における介護補償の額が引き上げられたことに伴うものであること。
- ・民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、法定利率について、現行の年5%の固定制から年3%を基本とする変動制に改正されることに伴い、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止期間等の算定における法定利率についても同様に改正されることに伴うものであること。

- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 51 号）により、医療職俸給表（一）及び（二）の改定が平成 31 年 4 月 1 日から適用されたことに伴うものであること。

（改正の内容）

- ・介護補償の額を引き上げること。（第 6 条の 2 第 2 項関係）
- ・障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率を事故発生日における法定利率とすること。（附則第 1 条の 3 第 5 項及び第 6 項関係）
- ・休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げること。（別表関係）
- ・補償基礎額の引き上げについては、平成 31 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用すること。（附則第 3 項関係）

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件について

（告示の内容）

令和 2 年 4 月 1 日以降に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金等の額の算定に用いる率を定めたこと。

3 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件について

（告示の内容）

令和 2 年 4 月 1 日以降における長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定めたこと。

【本件照会先】

文部科学省 初等中等教育局

健康教育・食育課 企画調整係

TEL：03-5253-4111（内線 4950）

FAX：03-6734-3794

e-mail：kenshoku@mext.go.jp

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「における」を「附則第一条の第三項及び第六項において単に「事故発生日」という」における」に改める。

第六条の二第二項第一号中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百円」を「七万七千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附則第一条の第三項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、一九八円」を「六、二四五円」に、「七、九五五円」を「八、〇〇三円」に、「九、五八〇円」を「九、六〇八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二二五円」を「五、二六三円」に、「六、二〇三円」を「六、二四〇円」に、「六、八八〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣 萩生田光一
内閣総理大臣 安倍 晋三

○文部科学省告示第四十二号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乘する率を次のように定める。

令和二年三月三十一日

文部科学大臣 萩生田光一

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	
	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・三八	一・六〇
五年未満	一・三六	一・五〇
五年以上未	一・三一	一・三五
満一〇年以上未	一・二三	一・二九
満一〇年以上未	一・一三	一・二二
満一〇年以上未	一・〇七	一・一一

平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年三月三十一日まで	
学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率
一・〇二	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇五	一・〇五	一・二四	一・一〇	一・二四	一・一〇	一・二八	一・〇五	一・二八	一・〇五
一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・二七	一・〇九	一・二七	一・〇九	一・一七	一・〇四	一・二七	一・〇四
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・〇〇	一・〇二	一・一八	一・一一	一・一八	一・一一	一・〇九	一・〇二	一・〇九	一・〇二
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・二七	一・二二	一・二七	一・二二	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一四	一・二二	一・一四	一・二二	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一〇	一・二二	一・一〇	一・二二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

この告示は、令和二年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和二年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和二年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

附則

平成三十一年四月一日から令和二十一年三月三十一日まで		平成三十一年四月一日から令和二十一年三月三十一日まで	
学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

○文部科学省告示第四十三号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の第二項及び第一条の第三項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

令和二年三月三十一日

文部科学大臣 萩生田光一

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三三〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三二円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三二五円	二〇、五一二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。